

税の申告

お忘れなく！ 市・県民税の申告

市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告相談の受付期間は、2月16日(水)から3月15日(火)までの1カ月間で、地域ごとに9ページから11ページの日程表のとおり実施します。
申告が必要な人は、期間内に忘れずに申告してください。

申告相談受付期間

2月16日(水)
▼
3月15日(火)

問い合わせ
税務課市民税係 ☎0824-73-1146

市県民税申告相談会場



平成23年度 市・県民税申告相談受付日程表

庄原地域

場 所	市役所 3階防災対策室 ☎0824-73-1146	
	午前(受付 8:30~11:30)	午後(受付 13:00~16:30)
2/16(水)	春田町 峰田町のうち 津谷、仲蔵	峰田町のうち 峰、発展、赤川
17(木)	本村町のうち 上本 峰田町のうち 雪霜、片山、元実、大谷	本村町のうち 下本 上谷町
18(金)	本村町のうち 中本	川北町のうち 市場、茶屋、富田
21(月)	川北町のうち 大津恵、合の峠、田の平 盤の谷、秋国	川北町のうち 天満、下重行、上重行
22(火)	川北町のうち 八幡 門田町	川北町のうち 須川 濁川町
23(水)	実留町のうち 3区、4区	実留町のうち 1区、2区 一木町
24(木)	高町のうち 上組、市場	高町のうち 高取、上組上、三協、夜燈
25(金)	高町のうち 貝六 小用町	川西町
28(月)	殿垣内町 平和町	本郷町 尾引町
3/1(火)	木戸町	高茂町 水越町
2(水)	山内町のうち 行里、日向	山内町のうち 隠地、山王、七塚開拓 西本町一丁目
3(木)	戸郷町 中本町一丁目	市町 田原町
4(金)	宮内町	板橋町
7(月)	新庄町 西本町四丁目	是松町 高門町
8(火)	上原町のうち 南	上原町のうち 1区 掛田町
9(水)	七塚町のうち 東 西本町三丁目	七塚町のうち 西 本町
10(木)	川手町のうち 上組、中組	川手町のうち 沖組、下組 永末町
11(金)	中本町二丁目 東本町一丁目	三日市町(上原町のうち北後迫を含む) 東本町四丁目
14(月)	大久保町 東本町二丁目	西本町二丁目 東本町三丁目
15(火)	事務整理日(申告書の再提出・補完等)	

申告が必要な人

次の内容に該当する人は、市・県民税の申告が必要となります。

- 平成23年1月1日現在、庄原市に住所がある人で、平成22年中(1月1日～12月31日)の所得の合計額が基準額(28万円)を超える人
- 給与収入(賃金・パートを含む)の場合、年末調整をされていない収入が93万円を超える人
- 年金収入の場合、98万円(65歳以上の人は148万円)を超える人
- サラリーマン(給与所得者)で、給与以外の所得がある人
- 年金所得者で、公的年金等以外の所得がある人
- ※所得証明などが必要な人は、基準額以下でも申告が必要です。

確定申告が必要な人

次の内容に該当する人は、税務署などで所得税の確定申告が必要となります。

- 事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある人で、平成22年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
- サラリーマンで、

申告に必要なもの

- ①給与の収入が2000万円を超える人
- ②給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ③給与を2カ所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と給与所得以外の所得の合計が20万円を超える人
- ④年の中途に退職して、年末調整を受けていない人

申告に必要なもの

- 印鑑
- 農業や営業などの事業所得、不動産所得のある人は、「収支内訳書」または「月別集計表」など、収入や必要経費を整理したもの
- 給与・年金の源泉徴収票や支払証明書
- 生命保険料控除や地震保険料控除、寄附金控除などを受ける人は、支払証明書
- 国民年金の控除を受ける人は、保険料控除証明書
- 医療費控除や雑損控除を受ける人は、領収証や明細書(保険などの補てんがある場合は、その明細書など)
- 新規に障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳などの障害を証明するもの
- 肉用牛の免税を受ける場合は、肉用

お気をつけください！

- 源泉徴収票や各種証明書は、必ず原本を持参してください。
- 申告用紙などの送付の有無に関係なく、前述の申告が必要な人は、必ず申告してください。
- 市の相談会場にいられた場合でも、税務署へ相談をお願いすることがあります。
- 申告は、郵送(3月15日消印有効)でもできます。
- ※申告書は、市役所または最寄りの自治振興センター庄原農協各支店に用意しています。





はじめてみませんか？

自宅からの確定申告

ご自宅でインターネット利用が可能な方は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用することで、税務署や市の申告会場へ行かなくても、所得税、消費税などの確定申告ができます。詳しくは、庄原税務署へお問い合わせください。

昨年e-Taxを利用して、所得税、消費税および地方消費税の確定申告書を提出された方(税務署のパソコンで申告された方を含む)

は、平成22年分の確定申告書、青色申告決算書および収支内訳書を送付しません。

これらの書類が必要な方は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からダウンロードするか、税務署または市役所・各支所の税務窓口にお越しください。

なお、1月下旬ごろに確定申告に必要な情報を記載した「お知らせ」はがきを郵送しますので大切に保管してください。

問い合わせ
税務課市民税係
☎0824-73-1146
または各支所市民生活室
庄原税務署
☎0824-72-1001

問い合わせ 庄原税務署☎0824-72-1001 所在地/庄原市三日市町667番地5

ご協力ください

- ① 医療費控除のある方は、領収書などを、個人別、医療機関別、日付順に分けて集計し、当日持参してください。
- ② 農業所得の申告をする方で、収支内訳書または「月別集計表」を作成していない方、また医療費控除を受ける方で集計をしていない方は、申告相談の時間短縮のために、会場において、ご自分で集計することになりますので、時間がかかる場合があります。
- ③ 一昨年から、各支所で行う庄原税務署の出張相談日がなくなりました。土地・建物や株式などの譲渡、先物取引・山林所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除(1年目)のある方は、直接庄原税務署へご相談ください。
- ④ 簡易申告日は、原則、年金所得のみの方と給与の還付申告などの簡易な申告をされる方の相談日です。
- ⑤ 事務整理日は、原則、申告書を再提出・補完などをする方を対象とします。
- ⑥ 各地区の割当日に申告してください。
- ⑦ 申告者が集中した場合は、会場でお待ちいただくことがあります。
- ⑧ 税務署から申告書などが送付されている場合は、忘れずに持参ください。
- ⑨ 各地域の受付時間をご確認の上、必ず受付時間内にお越しください。

総領地域		比和地域		高野地域		口和地域		東城地域		西城地域			
場 所	総領支所 2階会議室 ☎0824-88-3063	比和支所 2階特設会場 ☎0824-85-3001	高野支所 2階特設会場 ☎0824-86-2115	場 所	ヒューマンライツ 第2会議室 ☎0824-87-2213	東城支所 3階大会議室 ☎08477-2-5121	西城支所 2階大会議室 ☎0824-82-2124	場 所	東城支所 3階大会議室 ☎08477-2-5121	西城支所 2階大会議室 ☎0824-82-2124			
月 日	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	月 日	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	受付 8:30~11:00・13:00~16:30	受付 9:00~11:30・13:00~16:00	月 日	受付 8:30~11:00・13:00~16:30	受付 9:00~11:30・13:00~16:00			
2/16(水)	全域	簡易申告日 (年金、給与の還付など)	新市のうち 新町、札幌	2/16(水)	田口、熊谷、紙谷	新免、三坂	入江、油木	2/16(水)	新免、三坂	西城、小鳥原			
17(木)		元常	新市のうち 下本町、西町	17(木)	桑垣内、中組、大草黒谷	戸宇		大屋、高尾	17(木)		戸宇		
18(金)		比和谷	新市のうち 祇園町、市原、東半戸、殿垣内	18(金)	宮内市場、木原後庵	森			八鳥、中迫		18(金)	森	
21(月)		比和上、比和中、比和下	新市のうち 別所、上市、和手川、川角、土手	21(月)	向住、皆原	川鳥、菅、受原					平子、三坂	21(月)	川鳥、菅、受原
22(火)		布見	南 新市のうち 上本町	22(火)	日南、吉木	竹森、千鳥						簡易申告日 (年金、給与の還付など)	22(火)
23(水)	黒目 亀谷のうち 五郎丸を除く 五箇のうち 矢谷	永原	高暮	23(水)	竹地本谷、芦原	内堀、小串	中野	23(水)	内堀、小串				
24(木)	亀谷のうち 五郎丸 五箇のうち 矢谷を除く 上領家 中領家	山王	上里原のうち 上里原上、上里原下	24(木)	下槇原、上槇原、麻志、落合、 真金原	小奴可(川より西)、塩原		西城、小鳥原	24(木)	小奴可(川より西)、塩原			
25(金)	下領家、上市	石ヶ原	上里原のうち 木地山 下門田	25(金)	大佐古、原畑、大月市場	小奴可(持丸・板井谷・川より東) 加谷	簡易申告日 (年金、給与の還付など)		25(金)	小奴可(持丸・板井谷・川より東) 加谷			
28(月)	稲草西、木屋	越原 事務整理日	中門田	28(月)	岡組、上組	帝釈未渡、帝釈宇山		西城、小鳥原	28(月)	帝釈未渡、帝釈宇山			
3/1(火)	全域	古頃上、中先途	上湯川のうち 俵原、餅ノ実、郷原、笹谷	3/1(火)	伊与谷、岩根、川東、藤根	帝釈始終、帝釈山中、保田	大佐、福山		3/1(火)	帝釈始終、帝釈山中、保田			
2(水)		古頃下、甲之邑	上湯川のうち 上湯川中 下湯川のうち 土居	2(水)	永石、永沢、一日市	久代		大佐、福山	2(水)	久代			
3(木)		木屋原上、木屋原中	下湯川のうち 尻無、下湯川中、下湯川下	3(木)	池津、矢淵、湯木市場	栗田(中区・北区)			大佐、福山	3(木)	栗田(中区・北区)		
4(金)		木屋原下、絞り	和南原のうち 篠原、三沢	4(金)	宮沖、永田市場、大塩	栗田(東区・南区)、田黒				大佐、福山	4(金)	栗田(東区・南区)、田黒	
7(月)		小和田南	和南原のうち 深石、隣組、和南原開拓	7(月)	中郷、福祉村、深屋	東城					大佐、福山	7(月)	東城
8(火)	小和田東	和南原のうち 水谷、寸為	8(火)	宮下、宮下ハイツ、大久保	川西(宮平、比奈、上市、新丁、 川西下)	大佐、福山	8(火)	川西(宮平、比奈、上市、新丁、 川西下)					
9(水)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	和南原のうち 奥三沢、貝崎	9(水)	元恒、出雲石	川西(陰地、上記以外)		大佐、福山	9(水)	川西(陰地、上記以外)				
10(木)	小和田北	岡大内のうち 半戸、大野 奥門田のうち 金尾	10(木)	石谷、下金田	川東(久松、下1~6)、福代	大佐、福山		10(木)	川東(久松、下1~6)、福代				
11(金)	福田上	岡大内のうち 岡、大内 奥門田のうち 奥門田上	11(金)	金田本谷、塩谷	川東(上記以外)		大佐、福山	11(金)	川東(上記以外)				
14(月)	福田下	奥門田のうち 湯ノ谷、西川 奥門田中、奥門田下	14(月)	常定東、常定西	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	大佐、福山		14(月)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)				
15(火)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	15(火)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)		事務整理日 (申告書の再提出・補完など)	大佐、福山	15(火)	事務整理日 (申告書の再提出・補完など)			